

県の回答（対応状況等）

令和5年7月27日

（ご意見標題） 慰霊の日の沖縄県本庁舎駐車場の利用について

---

（担当課） 保護・援護課

---

（ご意見要約） 慰霊の日に、県庁から平和祈念公園へ向かうシャトルバスに乗る際に駐車したいので、県庁の駐車場を開放してほしい。

---

（回 答）

慰霊の日に糸満市摩文仁の平和祈念公園で行う沖縄全戦没者追悼式では、公園内の駐車場に限りがあるため、一般車両の駐車を制限させていただいています。

また、公園周辺道路は大変混み合うため、県庁から公園までのシャトルバスや公共交通機関の利用をお願いしているところです。

沖縄県本庁舎駐車場については、慰霊の日の式典関係業務を行う職員の駐車場として利用していること、慰霊の日は閉庁日であるため一般の方の利用には警備上の課題があることなどから、シャトルバス利用者への開放は行っておらず、公共交通機関の利用や県民地下駐車場等の近隣の駐車場の利用をお願いしております。